

# 愛知県立一色高等学校いじめ防止基本方針

## I いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていきます。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。また、実体験の乏しい生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図ります。

## II いじめ防止対策組織

(1)「学年主任者会」「特別支援教育委員会」が中心となって対応する。

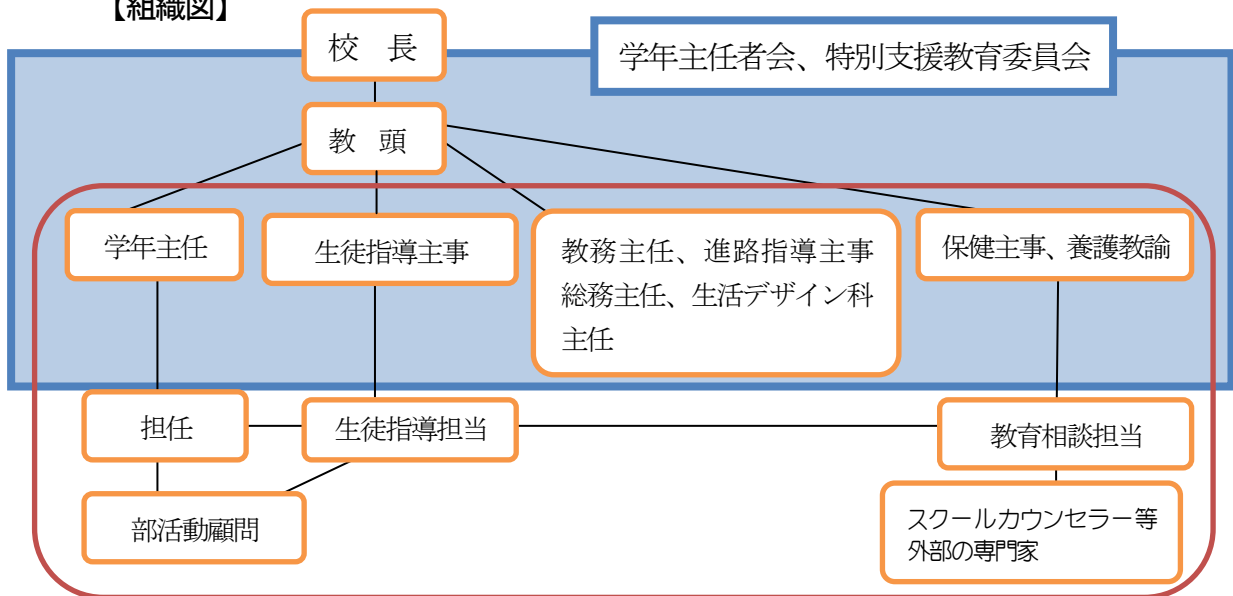
### ア 委員会のメンバー

校長、教頭、学年主任、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、総務主任  
生活デザイン科主任、保健主事、養護教諭  
(必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。)

### イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

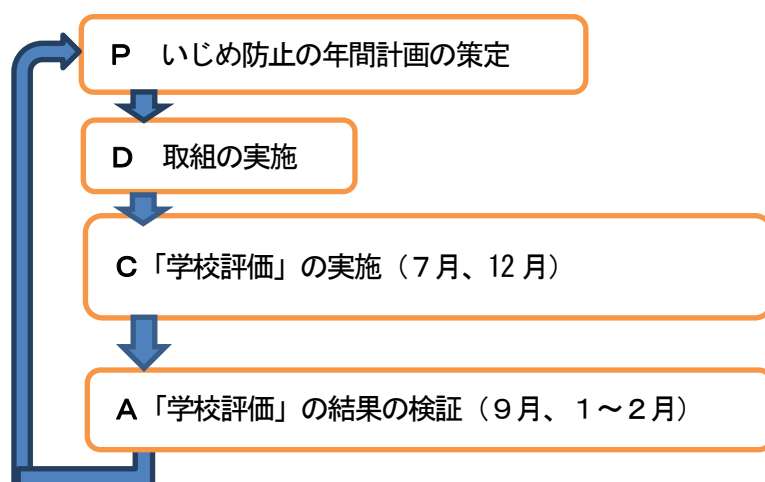
【組織図】



※事案によってメンバーを柔軟に変える。必要に応じて外部の専門家と連携をとる。

(2) 「学年主任者会」「特別支援教育委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証（P D C Aサイクル）



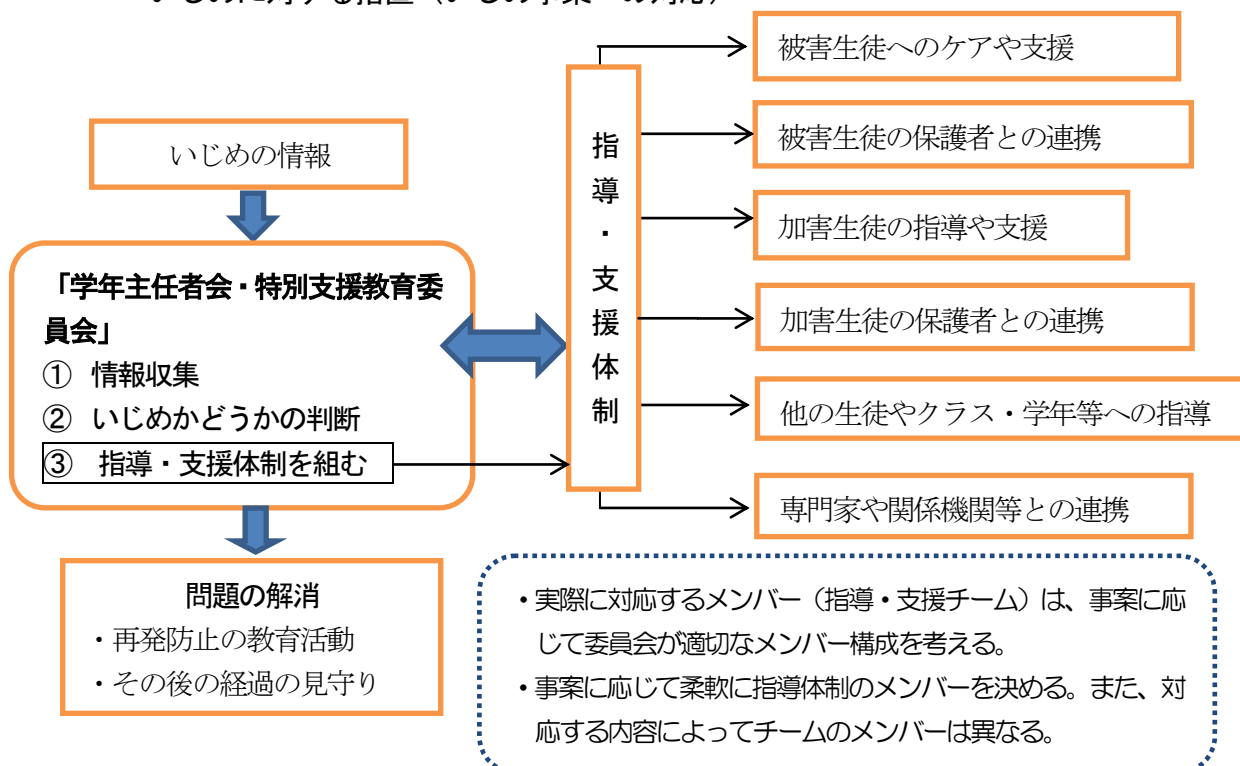
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「学年主任者会」「特別支援教育委員会」で検討した内容を職員会等で報告する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」を学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



オ 重大事態への対応

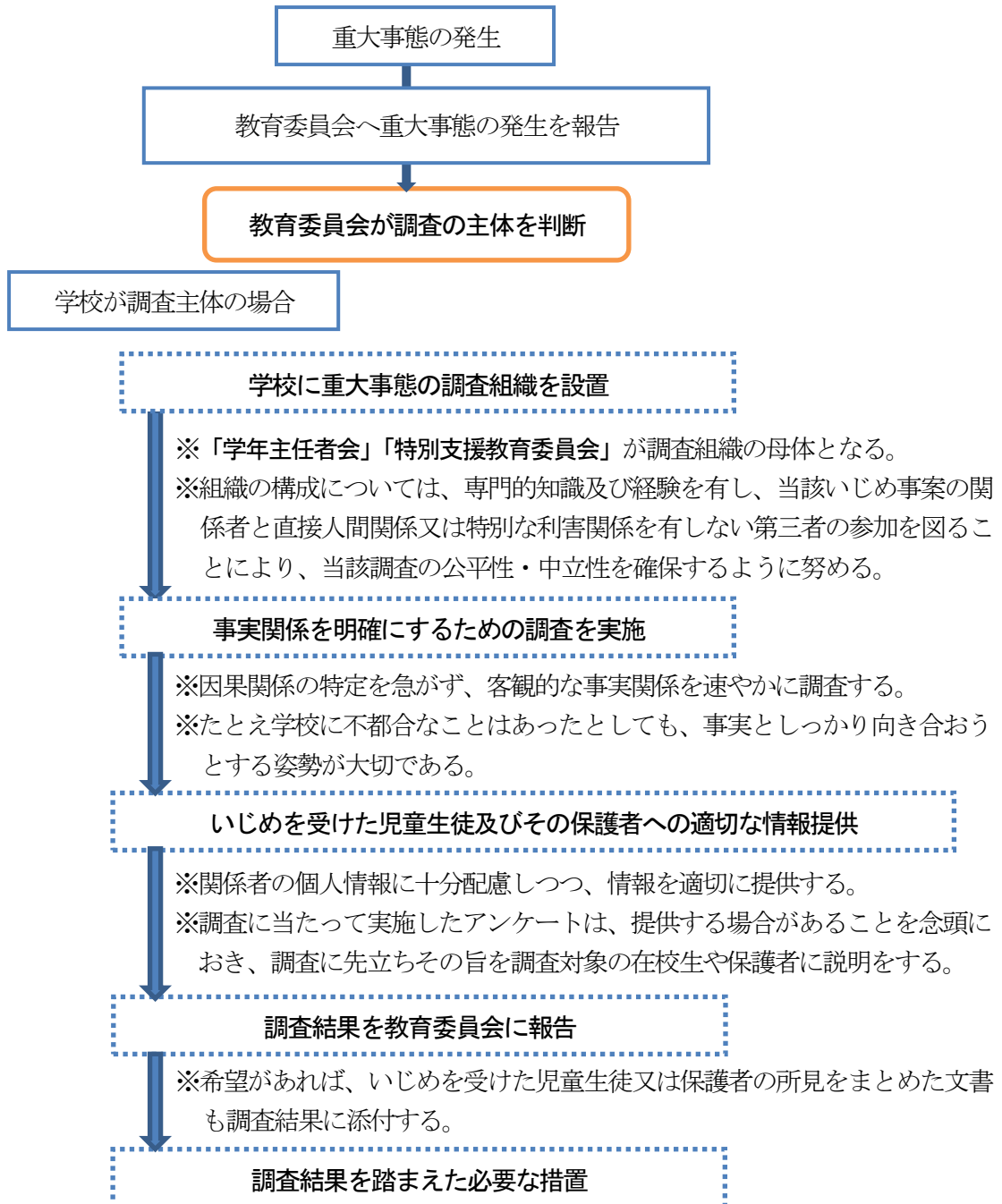
重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「学年主任者会」「特別支援教育委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

## 【文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」から

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



### Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

#### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- ウ 授業公開を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

#### (2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ いじめを認知又はいじめの疑いがある場合は、速やかに「学年主任者会」「特別支援教育委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- ウ 定期的な「いじめアンケート調査」(年3回)の実施や教育相談の充実を図る。

#### (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「学年主任者会」「特別支援教育委員会」で組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
未然防止	<p>ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。</p> <p>イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。</p> <p>ウ 授業公開を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。</p> <p>エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○体験活動、インターンシップの充実【生徒指導部・進路指導部】</li> <li>○L Tの時間に道徳教育指導参考資料「明日を拓く」を活用した取組の実施(年3回)【教務部・学年会】</li> <li>○分かる授業を目指した「授業改善」→授業公開週間を設定(6月)【図書研修部・教科会】</li> <li>○(いじめアンケート)の実施【生徒指導部・学年会】</li> <li>○個人面談の実施【各学年会】</li> <li>○健康調査の実施【保健部】</li> <li>○人権週間での取組→【人権講話】</li> <li>○情報モラル教育→4月に講話【生徒指導部】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○年1回の授業公開、部活動公開の実施(年1回:6月)</li> <li>○学校評議員への学校行事・授業の公開</li> <li>○生徒・教職員と協同した交通安全指導等の実施(毎月10日、20日、30日:PTA合同交通安全指導等)</li> </ul>

<p><b>早期発見</b></p>	<p>ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。</p> <p>イ いじめを認知又はいじめの疑いがある場合は、速やかに「<b>学年主任者会</b>」「<b>特別支援教育委員会</b>」に報告をし、組織的に対応する。</p> <p>ウ 定期的な「いじめアンケート調査」(年3回)の実施や教育相談の充実を図る。</p>	<p>○相談活動の周知【保健部】</p> <p>○いじめアンケートの実施(年3回…5月、9月、1月)【生徒指導部・学年会】</p> <p>○個人面談の実施(年2回…4月、10月)【各学年会】</p>	
<p><b>いじめに対する措置</b></p>	<p>ア いじめの発見・通報を受けたら「<b>学年主任者会</b>」「<b>特別支援教育委員会</b>」で組織的に対応する。</p> <p>イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。</p> <p>ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。</p> <p>エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。</p> <p>オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃ごさない、生み出さない集団づくりを行う。</p> <p>カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。</p>	<p>○いじめ事案に対して組織的に対応(Ⅱの(2)エ「いじめに対する措置(いじめ事案への対応)」参照)【「<b>学年主任者会</b>」「<b>特別支援教育委員会</b>」・生徒指導部・保健部】</p>	
<p><b>点検・検証・見直し</b></p>		<p>○学校評価の評価項目とし、「中間評価」(9月)を行いその結果を検証する。</p>	<p>○学校関係者評価委員会(1~2月実施)で評価を行う。</p>